

登録点検事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法(平成9年郵政省告示第666号)の改正について (総務省告示第1235号 H17.10.21)

社団法人 全国船舶無線工事協会 事務局

登録点検事業者等規則(平成9年郵政省第76号)第10条及び別表第4号第3の3(2)の規定に基づき、平成9年郵政省告示第666号(登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件)の一部が次のように改正されました。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------|--|--|---|
| 二 電気的特性の点検 | | 二 電気的特性の点検 | |
| 点検の項目 | 具体的な点検の実施方法等 | 点検の項目 | 具体的な点検の実施方法等 |
| 2 スプリアス発射の強度 | <p>ア 原則としてすべての周波数ごとに、その値を測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>ウ 発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</p> <p>エ 原則として無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力と、あらゆるスプリアス発射が予想される周波数についてもスプリアス発射の強度とを比較した差又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。</p> <p>オ 測定値は、設備規則第7条に規定する単位で記載する。</p> <p>カ 単側波帯の電波を使用する無線設備にあっては、変調周波数1500Hzの正弦波を変調端子に入力し、送信装置の出力電力を定格出力の80%にしたとき、実数零点単側波帯変調方式を使用する無線設備にあっては、試験設備を1700Hzの変調周波数によって変調し、送信装置の出力電力の定格出力の80%にしたときのスプリアス発射の強度を測定する。</p> <p>キ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p> | <p>2 スプリアス発射の強度</p> <p>ア 原則として設備規則別表第3号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数の範囲において、その値を測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>ウ 発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</p> <p>エ 原則として無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力と、あらゆるスプリアス発射が予想される周波数についてもスプリアス発射の強度とを比較した差又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。</p> <p>オ 測定値は、設備規則別表第3号に規定する単位で記載する。</p> <p>カ 単側波帯の電波を使用する無線設備にあっては、変調周波数1500Hzの正弦波を変調信号入力端子に入力し、送信装置の出力電力を定格出力の80%にしたとき、実数零点単側波帯変調方式を使用する無線設備にあっては、試験設備を1700Hzの変調周波数によって変調し、送信装置の出力電力の定格出力の80%にしたときのスプリアス発射の強度を測定する。</p> <p>キ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p> | |
| | | 2の2 不要発射の強度 | <p>ア 原則として設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまで又は中心周波数の2倍の周波数のうちいずれか高い周波数までの周波数範囲で測定する。</p> <p>イ 無線設備の構成(フィルタ、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等)により、特定の周波数範囲において明らかに</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。</p> <p>また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかとなるときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。</p> <p>ウ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>エ 原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は30MHz 以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあっては、尖頭電力）を測定した値又はその値を設備規則別表第 3号に定めるところにより搬送波電力若しくは平均電力と比較した差を不要発射の強度とする。ただし、通常の動作状態が無変調であるもの又は変調をかけた状態での測定が不可能なものについては、無変調状態において測定した値を不要発射の強度とする。</p> <p>オ 不要発射の強度は、設備規則別表第 3号に規定する参照帯域幅あたりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。</p> <p>カ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p> <p>キ 給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であって、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値が信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。</p> |
| <p>注 3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第 4 条第 2 号の適合表示無線設備については、占有周波数帯幅、スプリアス発射の強度、隣接チャンネル漏えい電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。</p> | <p>注 3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第 4 条第 2 号の適合表示無線設備については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャンネル漏えい電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。</p> |

附則

1 この告示は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項（同条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）第 3 項若しくは第 5 項又は第 6 条によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、平成 34 年 11 月 30 日までは、なお従前の実施方法によることができる。
- 3 この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第 1 の第 3 項第 2 号 2 の 2 欄中アにおける周波数の範囲は、設備規則別表第 3 号において不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることができる。

| 基本周波数帯の範囲 | 下限 | 上限 |
|----------------------|-------|-----------|
| 9kHz を超え 100MHz 以下 | 9kHz | 1GHz |
| 100MHz を超え 300MHz 以下 | 6kHz | 第 10 次高調波 |
| 300MHz を超え 600MHz 以下 | 30MHz | 3GHz |
| 600MHz を超え 5.2GHz 以下 | 30MHz | 第 5 次高調波 |
| 5.2GHz を超え 13GHz 以下 | 30MHz | 26GHz |
| 13GHz を超え 150GHz 以下 | 30MHz | 第 2 次高調波 |
| 150GHz を超え 300GHz 以下 | 30MHz | 300GHz |

- 注1 無線設備の使用する周波数範囲（占有周波数帯幅の許容値及び周波数の許容偏差を含む。以下同じ）が上表の基本周波数帯の範囲の 2 以上の欄の範囲にまたがるときは、各欄のうちもっとも広い周波数範囲となるよう、下限及び上限の規定をそれぞれ適用する。
- 注2 上限が高調波で規定されている場合は、無線設備の使用する周波数範囲の上端の 10 倍、5 倍又は 2 倍の周波数を上限とする。

ワンポイントアドバイス

- 船舶局の登録点検では、従来どおり、不要発射の強度（スプリアス発射の強度及び帯域外発射の強度）の測定を実施する必要はない。（登録点検規則別表第 4 号）
- 無線設備規則の経過措置において、その技術的条件を「なお従前の例（旧規格）によることができる。」とされた無線設備の点検については、平成 34 年 11 月 30 日までは、改正前の「具体的な点検の実施方法（スプリアス発射の強度）」によることができる。（平成 17 年告示第 1235 号附則第 2 項）